

## 3-2 動物用医薬品・飼料添加物について

### 1. 動物用医薬品・飼料添加物の管理制度

#### (1) 動物用医薬品

- ①動物用医薬品は、家畜や養殖魚などの病気の予防に使用される薬剤（ワクチン、消毒薬など）、治療に使用される薬剤（抗菌性物質、解熱鎮痛剤など）、病気の診断に使用される薬剤（体外診断用医薬品など）をいいます。
- ②動物用医薬品は薬事法に基づき、品質・有効性・安全性・残留性を審査し、品目ごとに承認が与えられています。
- ③動物用医薬品のうち、副作用の強いものや病原菌が耐性を生じやすいものは「要指示医薬品」に指定されており、使用する場合は獣医師による処方書の交付や指示が必要になります。

#### (2) 飼料添加物

- ①飼料添加物とは、家畜や養殖魚の飼料の品質低下の防止、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進のために飼料に添加するなどして使用されるものをいいます。
- ②飼料添加物は、飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律に基づき、飼料添加物の対象動物ごとに、用途や使用基準が設定されています。

#### (3) 食品への残留規制

- ①国内では薬事法、飼料安全法、動物用医薬品の使用の規制に関する省令等の動物用医薬品・飼料添加物（以下、「動物用医薬品等」）の残留を防止する法律により残留規制措置や飼料の安全性確保、使用基準または休薬期間が設定されています。基本的にこれらを順守して適正な使用を行えば残留の問題は起きない仕組みになっています。
- ②動物用医薬品等が家畜や養殖魚に残留し、人の健康に影響を与えないよう、製品の流通段階において食品衛生法により約240品目ある動物用医薬品等について残留基準が設定され、残留基準が設定されないものについては人の健康を損なう恐れがない量として一律基準（0.01ppm）を定め、この基準を超えて残留する食品の流通を禁止しています。（いわゆる「ポジティブリスト制度」）。

### 2. 動物用医薬品・飼料添加物の考え方

#### (1) 基本的な考え方

- ①動物用医薬品等は使用基準を順守することで安全性が確保されますが、抗菌性物質の使用には、その使用により増殖する薬剤耐性菌が人の医療や獣医療に影響を与えるリスクが存在しています。産直商品では引き続き、動物用医薬品等について使用基準の順守を前提に、「必要のない動物用医薬品等は使用しない」「使用する場合は、必要な量だけ使う」という考え方を基本に、使用状況の把握と産地の点検・確認に取り組みます。
- ②動物用医薬品の使用抑制に、生産性や品質、疾病に罹患するリスク等を総合的に評価し取り組みます。
- ③「無薬飼育」＝「安全」としてご案内することは、科学的な根拠がなく、情報の混乱を招くため行いません。
- ④生産者が適正に動物用医薬品等を使用し記録・管理を行うために、その指導と点検を行う体制の確立と運用を、産地・生産者団体に要請します。
- ⑤家畜や養殖魚を原料とした加工食品についても、フードチェーンの各段階（製造・販売等）において、残留動物性医薬品等検査など、安全性を確認し検証する取り組みを進めます。

#### (2) 生協の取り組み

- ①モニタリング点検として、残留動物用医薬品等の検査を実施します。残留動物用医薬品等検査は年度の検査計画を作成して実施します。
- ②商品検査センターではなく産地・お取引先が残留検査を行う際には、登録検査機関またはISO/IEC17025認定機関での検査を基本とします。